

遊 漁 案 内

※漁場へ入る前に必ず遊漁証の交付を受けて下さい。

遊漁を希望される方は組合で定めた下記遊漁料金を納付し、遊漁証をお受け取りください。

遊漁料金

年 額	日 額
雑魚釣り・・・3,000円	雑魚釣り・・・1,000円
あゆ釣り・・・5,000円	あゆ釣り・・・1,500円
⑩雑魚釣・・・2,000円	⑩雑魚釣・・・400円
⑩鮎釣・・・3,000円 (⑩70才以上・身体障害者の方)	⑩鮎釣・・・800円 (⑩70才以上・身体障害者の方)
現場加算料 あゆ・雑魚・・・700円	
幼児及び小学生・中学生は 全魚種無料	

網漁・夜川3級の鑑札は、組合員しか受けることができません。

あゆを釣る時は鮎券を、雑魚を釣る時は雑魚券の遊漁証が、別々に必要ですので、注意して下さい。

遊漁による漁具・漁法は、手釣、竿釣（餌釣、友釣り、ヤス・引っ掛け、ガリ、毛バリをいう。）に限るものとする。

遊漁中の注意事項

⑩を受けられる該当者は証明書を提示して下さい。

遊漁する時は、必ず遊漁証を見やすいところに着用して下さい。

漁場監視員の要求があった時は必ず提示して下さい。

不携帯の場合は日釣り料金を頂くことになりますのでご注意下さい。

遊漁証は万一紛失されても再交付はしません。

遊漁証は名義人以外に使用することは出来ません。

遊漁期間

あ ゆ	5月11日から12月31日迄の期間内で組合が定めて公表する期間
あ ま ご	2月1日以降で、組合が定めて公表する日から9月30日まで
う な ぎ	1月1日から12月31日まで
お い か わ	同 上
う ぐ い	6月1日から翌年3月31日まで
あじめどじょう	組合が定めて公表する期間

漁具・漁法の制限

空 釣	釣糸は1厘半以下、ハリは9分以下。リールガリは禁止。
友 釣	リールの使用は禁止。

釣り専用漁場

武儀川 富永の富永橋下流50m地点より下流へ200メートルの間	鮎の解禁日より 9月15日正午まで	友釣り 餌釣り
武儀川 徳永の徳永堰堤より下流へ260メートルの間		
武儀川 谷合落合橋上流150m下流100メートルの間		
武儀川支流神崎川 神崎の清流橋より下流へ350mの間		
武儀川 佐野橋上流50mより下流あみかけおおはしまでの間（平成19年度より新設）		
武儀川 片原キャンプ場つり橋より下流コテージ村せせらぎ橋までの間 （平成19年度より新設）		

禁止区域

武儀川 徳永堰堤上流端から下流60mまでの区域	1月1日から12月31日まで	うぐい・おいかわ あじめどじょう
柿野川 西洞谷と東洞谷合流点から西洞谷上流200mまでの区域	1月1日から12月31日まで	同 上

遊漁規則

「全長制限」

漁業組合では、水産動植物の繁殖保護と快適な漁場を提供するため、県知事の許可を受け漁業調整上必要な制限をしています。

次のさかなのサイズ以下のものはとることを、

禁止されています。

魚 種	全 長
あ ま ご	15センチメートル
う な ぎ	30センチメートル
う ぐ い	10センチメートル

※魚の卵を採ることも禁止されています。

「漁具・漁法の制限及び禁止」

次に掲げる漁具・漁法は漁業調整規則で全面禁止されています。

- ・水中に「電流」を通じてする漁法
- ・ガラスビン、おせぶせを用いてする漁法
- ・水中銃を用いてする漁法
- ・瀬干（川干し、替取り、江替えを含む）漁法

※注意 全面禁止事項によっては、罰金又は懲役に処せられます。

釣り人のマナーについて

- ・釣りの仕掛けや弁当がら、空き缶などのゴミは自分で持ち帰りましょう。
- ・危険な場所で釣りをしないようにしましょう。
- ・車の駐車場所は、地元の人の生活や仕事に迷惑がかからないよう駐車しましょう。
- ・木や草花をむやみに折ったり、取ったりしないようにしましょう。

マナーを守りいつまでも、川をきれいにしましょう

釣りに関する情報がありましたら、
漁業組合までお知らせ下さい。

岐阜県山県市谷合1358-1

美山漁業協同組合

でんわ 0581-55-3121

ファクス 0581-55-3151